

令和8年1月 隨意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	1月6日	墨田区画街路第12号線土地境界測量委託（単価契約）	令和8年3月31日	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	単価契約	本件は、境界確認の合意を得ることができない隣接土地所有者と筆界を特定する必要があり、不動産登記法第14条第1項に規定される地図作成業務と同様の内容である。 指定事業者は、土地境界の問題を解決するADR（民間紛争解決手続）認定土地家屋調査士が在籍しており、地図作成に係る専門的技術を有する都内で唯一の事業者であるため、本件を迅速かつ円満に履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	立体化推進課
2	1月21日	すみだ保健子育て総合センター4階内装改修その他に伴う設計業務委託	令和8年11月30日	株式会社松田平田設計	22,000,000	本業務は、事務室の拡張を主とする設計業務であるが、施設として省エネ性能の維持など設備全体の影響を最小限に抑える必要がある。 指定事業者は、本施設新築時の設計者であり、施設の特性及び既存設備に係る知見の質的・量的優位性を有しており、限られた期間の中で確実に本業務を履行できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
3	1月23日	さくら橋コミュニティセンター昇降機設備改修工事	令和9年2月26日	株式会社日立ビルシステム	27,698,000	本工事は、既存の昇降機の構造部を一部再利用し、制御部品等のみを改修するものであり、既存構造部を熟知している必要がある。従って、効率的かつ安全な施工が可能であるのは、既存昇降機の製造及び設置を行った指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
4	1月28日	柳島小学校プールトイレ排水管改修工事	令和8年3月31日	大迫工業株式会社	4,928,000	本件について、指名競争入札を行った結果、4者辞退（1者不参）により、応札者がいなかつた。当該施設では、配管から直下の教室へ漏水が度々生じ、学校運営に支障をきたしており、早急に施工を完了させる必要があるため、再度競争入札に付す日程的余裕がない。そこで、辞退者に改めて交渉を行ったところ、指定事業者から、「協力会社との再協議の結果、予定価格内及び工期内での施工が可能」と意思表示があった。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	公共施設マネジメント推進課